

令和 5 年 8 月吉日

協力会社の皆様へ

成友興業株式会社

適格請求書等保存方式における弊社の対応について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日から、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者登録をされる協力会社様及びこれから登録を予定される協力会社様に、制度開始に伴う貴社へのご協力の依頼と、貴社との取引における弊社対応方針につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

① 適格請求書発行事業者登録がお済でない場合の、早期登録へのご協力依頼

適格請求書等保存方式においては、税務署へ届出し登録された適格請求書発行事業者から受領する適格請求書の保存が、買手にとっての仕入税額控除の要件となります。

貴社が現在未登録であり、適格請求書発行事業者となるためには、貴社の納税地を所轄する税務署への届け出が必要となります。未登録の場合はなるべく早期にご登録いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、この依頼は現在未登録の協力会社様に対し、登録手続きの強要をするものではありませんのでご了承ください。

② 修正インボイス発行のご協力依頼

貴社から受領した適格請求書は、弊社での追記・修正ができかねますので、記載要件の不備などがあった場合は、修正された適格請求書(修正インボイス)の発行を、弊社担当事業所よりご依頼させていただきますので、円滑な発行手続きへのご協力をお願いいたします。

③ 指定請求書について

弊社指定請求書をご利用いただいております協力会社様につきましては、制度の開始に伴う様式変更を予定しております。新しい様式の指定請求書のフォーマットを弊社 HP よりダウンロードいただきたく存じます。掲載は8月下旬を予定しております。

また、制度開始後はお手元にございます複写用紙の指定請求書の受付は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

④ 代行支払明細書について

弊社が貴社に代わり代行支払を行う際に使用している相殺通知書及び相殺内訳書は、インボイス制度における立替払に相当する取引と考えており、相殺通知書及び相殺内訳書は立替金精算書に該当するものと考えています。したがって、弊社の送付する相殺通知書及び相殺内訳書は貴社が仕入税額控除の適用を行うにあたり、必要な書類となりますので大切に保管ください。なお、代行支払から弊社が受領した請求書の写しの送付については、『請求書が大量となる場合等コピーを取ることが困難な場合』に相当するものと弊社は考えておりますので、請求書の写しの送付は致しません。あらかじめご了承ください。

⑤ 代行支払以外の控除がある場合について

代行支払以外で、弊社が貴社へお支払いの際に控除させていただく場合は、貴社がその控除相当額の仕入税額控除を行うにあたり適格返還請求書(返還インボイス)が必要となります。この場合の適格返還請求書は、弊社より送付する支払通知書としますので、あらかじめご了承ください。なお、安全協力会費は、弊社は課税取引として認識しておらず不課税取引としております。

ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

東京本店 財務経理部：谷村

TEL：03-3538-4003

以上